

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用について

1 目的

本運用は、中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について供給の偏りや流通の目詰まりが生じている状況を踏まえ、国及び北海道が示す設計変更の取扱いに準じ、本市発注工事における設計変更の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる建設資材

対象となる建設資材は、中東情勢の影響により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」）とする。

一般財団法人経済調査会、一般財団法人建設物価調査会等の機関より、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、協議に応じるものとする。

○現在想定される調達検討資材は、次のとおりとする。

- ・塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）
- ・防水材（シーリング材を含む。）
- ・断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）
- ・硬質ポリ塩化ビニル管
- ・構造用合板 等

3 対象工事

本市が発注する工事のうち、調達検討資材を使用する工事

4 設計変更の対象

別途調達経費とは、以下のいずれかのケースにおける調達変更により必要とする経費をいう。

調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、受注者からの申出に基づき、受発注者間で協議を行い、設計変更の可否を判断する。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- (3) 調達検討資材を別途調達経費を含む価格で調達する場合

5 適用時期について

本運用は、令和 8 年 10 月 6 日以降に告示する工事から適用する。

ただし、既契約工事であっても、受発注者間協議により適用できることとする。

※本運用は当面の間行うものとし、終了時は改めて周知を行う。

6 適用手続の流れ

(1) 発注時の取扱い

本運用対象の工事である旨を入札公告及び特記仕様書に記載するものとする。

調達検討資材については、市ホームページに掲載する資材情報を参考とするものとする。

なお、市ホームページに掲載のない資材についても、中東情勢の影響による供給の偏りや流通の目詰まりが生じている場合は、受注者からの協議の申出に基づき、調達検討資材への該当の有無を確認するものとする。

(2) 事前協議

受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合は、原則として対象資材の購入前に、「調達検討資材に関する協議書（様式 1）」及び必要書類を工事監督員に提出し、協議するものとする。

① 協議に当たっては、次の事項について確認する。

- ・ 別途調達経費が必要となる理由（4 (1)～(3)のいずれかのケースに該当するか）
- ・ 対象資材の仕様・規格、対象数量、購入時期、調達予定価格等
- ・ 必要書類（別途調達経費の必要性を客観的に確認できる見積書その他の資料）

② 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。

③ 対象資材を早急に調達する必要がある場合など、迅速な対応が求められる場合は、口頭、ファクシミリ、電子メール等で協議することも可能とするが、事後遅滞なく書面により協議するものとする。

(3) 既契約工事の取扱い

既契約工事については、本運用開始前に調達した建設資材についても、調達状況及び別途調達経費の発生状況を確認できる場合は、本運用の対象とすることができる。

ただし、既に出来高部分払いの対象となった部分は、本運用による設計変更の対象としない。

(4) 実績報告

受注者は、調達検討資材の調達後、「調達検討資材に関する実施報告書（様式 2）」及び購入時期、購入数量及び購入価格が確認できる実際の取引伝票、請求書等（以下「証明書類」）を工事監督員へ提出する。

なお、提出された資料により価格又は調達内容の妥当性が確認できない場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めるものとする。

(5) 設計変更

- ① 発注者は、前項の確認結果を踏まえ、別途調達経費の必要性及び金額の妥当性を確認した上で、設計変更を行うものとする。
- ② 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- ③ 受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用は、本運用による設計変更の対象としない。
- ④ 本運用に基づく設計変更内容は工事請負契約第 20 条（スライド条項）の対象外とする。
- ⑤ 本運用の取扱いについて疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7 積算方法

設計変更額は、土木工事及び営繕工事それぞれの積算体系に基づき算定するものとする。

(1) 土木工事

- ① 設計変更を行う対象数量は、次のとおりとする。
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除くものとする。

【搬入数量と対象数量の考え方】

搬入数量 < 設計数量	→対象数量は搬入数量
設計数量 ≤ 搬入数量 ≤ 割増数量	→対象数量は搬入数量
割増数量 < 搬入数量	→対象数量は割増数量

注）設計数量：設計図書に記載されている数量

割増数量：ロス（割増率）を加えた数量

搬入数量：別途調達経費が必要となった数量

- ② 設計変更に用いる単価は、証明書類により確認した実際の購入価格とする。
- ③ 材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行う。材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点における実勢価格（刊行物単価）と実際の購入価格との差額を計上して設計変更を行う。
- ④ 代替資材を調達した場合は、代替資材の施工歩掛を使用して設計変更を行うこと。

(2) 営繕工事

- ① 設計変更を行う対象数量
設計書の数量のうち、中東情勢の影響により別途調達経費が必要となった調達検討資材の数量を設計変更の対象数量とする。

② 設計変更に用いる材料単価

受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

③ 別途調達経費の算出法

別途調達経費は、設計変更前の材料単価と前号により確認した材料単価との差額に対象数量を乗じて算定することを基本とし、材料費の変更に伴い必要となる諸経費等については、当該工事に適用する積算基準等に基づき算定するものとする。

市場単価、材工一式等により材料費を単独で把握することが困難な場合その他これにより難しい場合は、国及び北海道の取扱いを踏まえ、適切に算定するものとする。

(3) その他

本運用に定めのない積算その他設計変更に関する事項については、当該工事に適用する積算基準その他の関係基準等並びに国及び北海道の取扱いを踏まえ、適切に取り扱うものとする。

8 中東情勢の変化等による建設資材の流通を踏まえた設計のイメージ

『国土交通省 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について』より引用。

